

第 1 3 回

島原市農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 6 月 2 6 日

第13回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成24年6月26日(火) 14時00分
2. 閉会日時 平成24年6月26日(火) 14時16分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 31名 欠席者 0名
5. 議案
第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第3号議案 非農地証明願について
第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について

報告事項 合意解約通知書、農業用施設届について

議長

只今より、第13回島原市農業委員会の総会を開催します。

出席委員は、31名中31名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、26番委員、27番委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転についての許可申請の1番から2番までを上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第1号議案、1番の譲受人は、経営安定のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、耕うん機の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲受人は、親からの生前一括贈与のための申請です。耕作面積は、下限面積に達しております。農機具は、トラクター、キャリー、田植機、管理機等の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番について、譲受人は、農家で60年の農作業歴があります。兼業農家である子と2人で農業を営んでおり、自宅の隣接地ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

現地調査員

2番について、譲受人は、農家で43年の農作業歴があります。妻、子、子の妻の4人で農業を営んでおり、今回の申請は父からの生前一括贈与ということで問題ありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

第1号議案の1番から2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の所有権移転は許可することに決定します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

1番の譲受人は、申請地を譲り受け、申請地と隣接している所有地と一体に資材置場として利用することです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、北側及び西側は道路、南側は水路を挟んで農地、東側は譲受人所有の雑種地となっております。

現状のまま使用し、雨水排水は自然流下ということで問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、2番を上程します。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

2番の譲受人は、申請地を譲り受け、木造2階建住宅1棟を建築したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内で農用地外の農地で、第2種農地になります。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、南及び東側は道路、西側は農地、北側は水路を挟んで宅地となっております。

雨水排水は水路へ、汚水、生活雑排水は合併浄化槽より水路へ放流となり問題ないと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案、非農地証明願についての1番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の1番について、申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域で、昭和39年不詳頃から、山林として使用しているとのこと。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1番の申請地は、南・西・及び北側は山林、東側は宅地となっております。

現状を見ると大きな木が茂っており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての2番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の2番について、申請地は、都市計画区域内の用途未指定区域で、昭和47年不詳頃から、住宅用地として使用しているとのこと。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

2番の申請地は、南・西・及び北側は宅地、東側は農地となっております。

現状を見ると隣接の宅地一体に使用していることもあり、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、非農地証明願についての3番を上程します。

事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

第3号議案、非農地証明願の3番について、申請地は、農振地域内の農用地区域外で昭和56年不詳頃から、不耕作により一体に竹が生育しているとのことです。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

3番の申請地は、南側は農地、東側は宅地と山林、北側は道路、西側は宅地となっております。

現状を見ると竹が生育しており非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、現地調査員より報告がありましたが、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案3番は非農地証明書を交付することに決定します。

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明をお願いします。事務局。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

耕作権の新規設定	7件	42筆	31,255.00㎡
耕作権の再設定	24件	54筆	47,750.91㎡
合計	31件	96筆	79,005.91㎡

です。

次に農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、別添のとおりで、1件 1

筆 878.00㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定します。

農地法第18条の合意解約通知書、農業用施設届については、別添ページに記載のとおりですので報告します。

これで、第13回島原市農業委員会総会を閉会します。

